

(様式1)

横手市長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書兼実績報告書

第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付について、移住・就業等の実績により申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒		
メールアドレス		電話番号	(固定) (携帯)

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、横手市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 横手市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	A. 誓約する	B. 誓約しない
（関係人口の場合のみ記載） 本事業における横手市応援人口（関係人口）の対象範囲への該当	A. 該当する	B. 該当しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	
----	--

5 (東京23区内への通勤者に該当する場合のみ記載)

東京23区内への通勤履歴 ※通算5年以上の通勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※移住前の10年間のうちで通算5年以上の通勤実績と、住民票を移す直前については連続1年以上の通勤実績が要件となります。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

7 添付書類

- (1) 申請者の本人確認書類 (免許証やマイナンバーカード等のコピー)
- (2) 「戸籍附票(全部)」(本籍地より発行)又は「住民票(世帯全員)の除票」(前住所地より発行)  
 …住民票を移す前の10年間で複数回引越しや戸籍の移動等している場合は、前の戸籍の除附票や前々住所地発行の住民票除票など、複数の書類を揃えて、東京23区又は東京圏に通算して5年以上、且つ移住直前には1年以上連続して在住していたことの証明となるようにしてください。

- (3) 横手市発行の住民票 (世帯全員分)
- (4) 申請する移住支援金の種類に応じて、以下の就業証明書等
  - ・就業の場合……就業証明書 (様式2-1) ※現在の勤務先から証明してもらってください。
  - ・起業の場合……県の起業支援事業費補助金(地域課題解決枠)の決定通知書 (写)
  - ・テレワークの場合…就業証明書 (様式2-2) ※現在の勤務先から証明してもらってください。
  - ・関係人口の場合……本事業における横手市応援人口 (関係人口) の対象範囲に該当することを確認できる書面等

**[東京圏 (東京23区以外) 在住で東京23区内へ通勤していた方のみ]**

- (5) 東京23区通勤履歴・雇用保険加入期間を確認できる書類  
 …上記5の「東京23区内への通勤履歴」の証明書類として、以下に示すような書類を複数組み合わせるなどして添付してください。提出書類で明確に確認できない場合には追加の書類提出を求めることがあります。

【(証明書類例) 雇用保険被保険者離職票-1・-2、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書 (申請によりハローワークから交付を受けることができます)、離職企業からの就業証明書、退職証明書等】

※ 雇用保険被保険者としての東京23区内への通勤が、住民票移動前10年間のうちで通算5年以上あったこと、及び住民票を移す直前については連続して1年以上あったことの確認が必要です。通勤先の所在地 (東京23区内) と雇用保険加入状況の双方の視点から必要書類を揃えてください。

…法人経営者や個人事業主であった場合は、開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書。

管理コード (県及び横手市使用欄)	
-------------------	--

(様式1別紙1)

移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の交付申請に関する誓約事項

- 1 第2期秋田県移住・支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び横手市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から3年未満に横手市外に転出した場合：全額
  - (3) 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から3年以上5年以内に横手市外に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

  - (5) 移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の申請日から1年以内に移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 住所、就業先等の移住支援金（デジタル田園都市国家構想交付金対象分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県及び横手市に報告することに同意します。

(様式1別紙2)

## 第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び横手市は、第2期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び横手市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。